

不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGの設置について(案)

平成 29 年 10 月 25 日

1. 趣 旨

本年7月から知的財産分科会の下に設置された「不正競争防止小委員会」において、データ利活用の促進に向けた制度について検討が進められてきた。その中で、法律の改正案の考え方について明確化すべきとされた論点についての検討を行うため、新たに「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を設置する。

2. 検討事項

以下の事項の明確化等を中心に検討を行うこととする。

- (1) 正当取得者の行為における「図利加害目的」
- (2) 事後的悪意 / 重過失に転じた転得者の行為における規制対象外となる「取引の権原の範囲」
- (3) 「技術的管理」を破る行為の態様
- (4) 保護対象となるデータの客体要件
 - 技術的管理
 - 外部提供性
 - 有用性
- (5) 規制の対象外となる「オープンなデータと同一の範囲」

3. 検討スケジュール

年内に第1回会議を開催し、その後月1回程度の頻度で2～4回開催して原案を策定し、不正競争防止小委員会に報告し、審議いただく。